

全国脊柱靱帯骨化症患者家族連絡協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 この会の名称は、全国脊柱靱帯骨化症患者家族連絡協議会（以下「本会」という。）とする。
- 2 本会の名称の略称を全^{ぜん}脊^{せき}柱^{ちゅう}連^{れん}とする。

(事務所)

- 第 2 条 本会の所在地は、会計系の居住地とする。

(目 的)

- 第 3 条 本会は、全国各地域に組織されている脊柱靱帯骨化症患者会の活動支援を通じ、患者・家族の福祉向上を図るとともに、原因の究明や治療法確立の促進に寄与し、究極的には脊柱靱帯骨化症の根絶を目指すことを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1)組織の拡大強化、病気に関しての正しい知識の普及、情報の提供、社会的啓発等を行う。
 - (2)医療講演会等の開催による病気に関しての知識の普及及び啓発
 - (3)会報の発行等による情報の提供
 - (4)脊柱靱帯骨化症に関する調査研究班、他の疾病団体、福祉団体等との連携強化
 - (5)その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

- 第 5 条 本会の会員は、第 3 条の目的に賛同する各地域の脊柱靱帯骨化症患者会とする。

(準会員)

- 第 6 条 患者会が組織されていない地域の患者・家族で、第 3 条の目的並びに本会の趣旨に賛同するものは、準会員として加入することができる。

(賛助会員)

- 第 7 条 第 3 条の目的並びに本会の趣旨に賛同する団体及び個人で、役員会が認めたものは、賛助会員になることができる。

(加入・退会)

- 第 8 条 加入は、加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えて届け出ることとする。
- 2 退会は、退会申込書に必要事項を記入し申し出るか、又は口頭で申し出ることとする。ただし退会する年度の会費は、納入しなければならない。
- 3 会費を2年間以上未納の場合は、会員の資格を失うものとする。

第2章 役 員

(役員構成と任務)

- 第 9 条 本会の役員構成とその任務は次のとおりとする。
- (1)会長 1名 本会を代表し統括する。
 - (2)副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
 - (3)事務局長 1名 会長の指示により、主として本会の事務局を統括する。
 - (4)事務局次長 1名 事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは代行する。事務局長の指示

- により、主として広報を担当する。
- (5)会計 1名 本会の会計を担当する。
 - (6)会計監査 2名 本会の会計を監査する。
 - (7)広報委員 若干名 事務局次長の指示により、本会の会報の編集発行及び広報を担当する。

(顧問及び相談役)

- 第10条 役員会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え助言をする。

(役員を選出)

- 第11条 役員は、役員選考委員会の推薦に基づき総会で選出する。
- 2 役員選考委員の選出及び運営については、別に定める役員選考委員会規定による。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会議の種類)

- 第13条 本会の会議は、総会、役員会、広報委員会とし、総会及び役員会は会長が招集し、広報委員会は事務局長が招集する。

(総 会)

- 第14条 総会は本会の最高決議機関で、定期総会と臨時総会とする。
- 2 定期総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めた場合又は会員の三分の一以上から要求のあった場合に開催する。
 - 3 定期総会では、決算・会計監査報告の承認、活動方針・予算の決定、役員を選出及び規約改正その他重要事項について審議する。
 - 4 総会の構成および運営等については、別に定める総会運営規定による。

(役員会)

- 第15条 役員会の構成は、会計監査を除いた役員とする。ただし、広報委員は会長が必要と認めた場合参加させる。
- 2 役員会は、総会に次ぐ決議機関として、本会の運営全般について協議する。

(広報委員会)

- 第16条 本会の発行する会報の編集、発行その他対外的な広報全般について担当する。

第4章 会 計

(運営原資)

- 第17条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 年会費は、団体会員はその団体を構成する前年度末の会員1名につき500円とする。ただし、加盟した年度に限り加盟時の会員数の2分の1の額とする。
 - 3 準会員の年会費は3,000円とする。
 - 4 賛助会員の年会費は個別に協議決定する。
 - 5 会費の払い込み期限は、原則としてその年の9月末とする。

(会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第5章 付 則

(制 定) 平成 9年6月29日

(改 正) 平成20年6月30日から施行する。
ただし、第2章 役員（第11条第1項を除く）並びに第3章 会議（第14条第4項を除く）は、平成21年度定期総会の日より施行する。それまでの間現行規約による。

(改 正) 第2条所在地の改正 平成29年5月13日から施行する。